

○総務省令第四十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月九日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中第五十一号を削り、第五十一号の二を第五十一号とし、第五十一号の三を第五十一号の二とする。

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十六第二項を削る。

第四十五条の十七第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及びZマーカの送信装置」を削り、同項を同条第二項とする。

附 則

この省令は、航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百三十三号）の施行の日（平成二十五年五月十日）から施行する。